

不登校特例校分教室の開設

こども文教委員会
令和2年10月15日

教育委員会事務局 資料1番

所管 指導課

【背景と経緯】

国の不登校児童・生徒数は、平成24年度を境に、不登校理由の多様化により増加傾向となっている。本区においては東京都の出現率と同様の水準である。

また、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、多様な教育機会を確保する必要があることが示され、国及び地方公共団体に対し不登校特例校の設置は努力義務となった。これにより、一人一人の状況にあった居場所づくりを進めることが、新たに課題となった。

このような理由から、将来的な不登校特例校（本校）の設置を前提に、御園中学校の分教室として、国に特例校指定を申請・取得する。

【対象となる生徒】

- 定員：24名（各学年8名ずつ）
- (1) 大田区立中学校に在籍している生徒 ※本人及び保護者の住民票が大田区にある
- (2) 心理的に不安の傾向等があり、連続または継続して30日以上欠席した不登校生徒（病気又は経済的な理由を除く）
- (3) 大田区教育委員会分教室入退室検討委員会（仮称）が適当と認めた生徒

【不登校特例校とは】

不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある場合に、学校教育法施行規則第56条等に基づき、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができる制度。

在籍校への復帰が困難である不登校児童・生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程に基づき指導が行われ、正規の教職員が配置される。

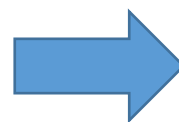
分教室は、不登校児童・生徒の受け入れ体制を早急に整備するため、施設整備等に係る負担が比較的小さくて済む、暫定的な形態。開設場所は、池上図書館移転後2、3階部分を改修して活用する。

【先進事例】

葛飾区、八王子市、国立市、調布市、福生市
(調布市、福生市は分教室型)

【スケジュール】

- ・ 分教室の開室：令和3年4月
- ・ 開設場所：現池上図書館



将来的には、
「ふれあいはすぬま」に、
本校を開校予定